

行政視察報告書

委員会名	福祉民生常任委員会
参加委員	委員長 松本次男 副委員長 長嶋陽子 委員 今井敏博 佐藤貴雄 池島利明 柳沢浩之 原田 大
日 程	令和5年10月23日(月)～25日(水)
視 察 先	岡山県総社市、鳥取県倉吉市
視察内容【1日目】	
視察自治体	岡山県総社市
視察項目	ヤングケアラー支援について
概 要	<p>本市では、令和4年実施のヤングケアラーに関する小・中学校の実態調査の結果、約4.2%が「世話をしている人がいる」とわかり、一人一人に寄り添った支援が求められる。そこで、いち早くヤングケアラー支援に取り組んでいる岡山県総社市を視察した。</p> <p>総社市は、「ヤングケアラーの孤立ゼロ」の実現に向けて、様々な場面で啓発を進めるとともに、市内小・中学校で実施したアンケート調査の結果、まずは自身がヤングケアラーであり、やりたいけれどできないことがあると回答した児童生徒について、状況进行分析。それぞれのケースについて具体的な支援を開始した。令和3年9月条例の制定(全国4例目)。ヤングケアラー本人の意向を尊重しながら、地域や関係機関と連携し、ヤングケアラーの子どもとその家族を必要な支援へとつなげている。また、総社市子ども条例をつくり、平成21年11月15日から施行している。</p> <p>本市においては、これからの支援充実を図っていくうえで参考になる要素があった。</p>
説明内容	<p>1、ヤングケアラー支援について</p> <p>【支援が必要な理由】</p> <p>① ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、学校にいけない。友達と遊ぶ時間がない。宿題や勉強をする時間が取れないなどの影響がある。</p> <p>② 家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないなどの理由から表面化しにくい。⇒支援の強化が必要</p> <p>【総社市ケアラー支援の推進に関する条例制定の背景】</p> <p>① 総社市は、「全国屈指の福祉文化先駆都市」の実現に向けて、数々の福祉施策を実施。</p> <p>② 今までは、ケアが必要な方への支援を実施。これからは、周囲のケアをしている家族等にも焦点をあてて支援を推進しようとするもの。⇒令和3年9月9日に「総社市ケアラー支援の推進に関する条例」を制定</p> <p>【「総社市ケアラー支援の推進に関する条例」の基本理念】</p> <p>① ヤングケアラーに対する支援は、総社市子ども条例の趣旨を踏まえるとともに、子どもが発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本</p>

的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ心身の健やかな成長、発達、その自立が図れるように行わなければならない。

【ヤングケアラー支援に向けた総社市の動き】

① 広報・啓発

令和3年 9月 地域などへ呼びかけを開始

10月 学校関係者向け研修会を開催

12月 企業への情報発信

② 実態把握について

令和3年12月 市内全小・中学校でアンケート調査(記名式)を実施

対象 中学生(1~3年生) 1,863人 小学生(4~6年生) 2,015人

結果 「ヤングケアラーであり、自身のやりたいことができていない」に該当した児童生徒は57人⇒登校、勉強、睡眠など制約

③ 具体的な支援について

○ まずは、アンケートで「ヤングケアラーであり、自身のやりたいことができていない」に該当した57人の児童生徒への支援に向けて個別ケース会議での対応を開始。個別ケース会議において、福祉、教育、学校関係者で対象の児童生徒の状況を分析したうえで、本人や保護者にもヒアリングしながら具体的な支援を実施。

○ 令和4年度、市に「ヤングケアラーコーディネーター」を配置。具体的な支援を行うため、福祉、教育、学校など関係機関との調整を行う。また、個別の相談支援や広報・啓発活動を行う。

○ 令和4年度、「家事支援・訪問支援サービス」を創設。既存の社会サービス(介護保険サービス、生涯福祉サービス、ファミリーサポート事業)に加え、新たに家庭に訪問して家事代行などを行う。

○ 地域全体への理解を深め、地域と共にヤングケアラー支援へ引き続き啓発を行い、市民や地域関係者と問題意識の共有を図る。

○ 全国屈指の福祉文化先駆都市を実現するため、ヤングケアラー支援部会の体制の下「ヤングケアラーの孤立ゼロ」の実現に向け取り組んでいく。

2、総社市子ども条例について

【目的】

未来を築くすべての子どもが、心豊かに健やかに成長していくことを願って、家庭、学校園、地域、事業者及び市の役割や責任を明らかにし、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるために制定、平成21年11月15日施行した。

【子ども条例とは】

子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利の内容を定め、まち全体で子どものはぐくみを支える仕組みづくりの基となる。

【絵で見る総社市子ども条例】

この条例の主役である子どもたちに、子ども条例を知り、楽しくわかりやすく学ぶ機

	<p>会を提供するために「絵で見る総社市子ども条例」を作成した。</p>
<p>主な質疑応答</p>	<p>問 ヤングケアラー支援には、日常的に子どもと接している学校等の役割が重要とのこと。条例にある学校等というのは小中学校という義務教育学校だけなのか。それ以外の教育機関の協力はあるのか。</p> <p>答 義務教育学校だけと捉えていないが、高校等の協力は今後の課題である。</p> <p>問 教員の負担感はどうか。</p> <p>答 子ども課と連携しているので特に学校の負担感は聞いていない。むしろ、子ども支援体制や家庭環境支援が充実した。</p> <p>問 ヤングケアラーのアンケート結果について、ケアラー以外の子どもへどのように伝えているのか。</p> <p>答 様々な場面で啓発を進めるとともに、結果については子どもたちに分かる形で共有する。調査前には、保護者に対しても理解を求める案内をしている。</p> <p>問 ヤングケアラーコーディネーターの配置状況と資格については。</p> <p>答 令和4年は1名(会計年度任用職員)、助産師、保健師の方。令和5年は1名(同)教職員OBの方。</p> <p>問 今期施策のヤングケアラー実態把握は、どのような調査なのか。</p> <p>答 1回目のアンケートとは異なり、教育相談の事前アンケートに当該項目を加えて実施した。</p> <p>問 表面化しにくい問題であるが、対象児童が57人という数字をどう考えているか。</p> <p>答 大きく乖離があるとは考えていない。大方実態を捉えていると考える。</p> <p>問 ヤングケアラーの支援で孤立ゼロの実現ということだが、相談支援の内容は。</p> <p>答 精神的な内容が多く、スクールソーシャルワーカーを利用して負担の軽減を図っている。</p> <p>問 子ども条例第19条の「そうじゃ家族の日」については、様々な家庭事情の中で実施できない家庭もあると思うが、市民からの意見等はどうか。</p> <p>答 特に上がってはいない。家族の結びつきが深まるなど、一定の効果は出ていると思う。</p>
<p>市への提言 または要望</p>	<p>家族の介護により、友人関係が希薄になりがちで孤立してしまう。あるいは進学や就職を断念せざるを得なくなる。不登校に発展するなど、ヤングケアラーをめぐるは近年その問題性が強く指摘されている。また、地域や学校で認知されにくいことも、ヤングケアラー問題を深刻化させる要因の一つと言える。</p> <p>本市では、令和4年実施のヤングケアラーに関する小中学校の実態調査の結果、約4.2%が「世話をしている人がいる」と分かったが、無記名での実施であった。具体的な支援につなげるためにも、対象者特定(事前周知を慎重に行い児童生徒への回答支援体制があることが条件)への取り組みが必要と思われる。そして、ヤングケアラーに特化した相談窓口の設置やコーディネーターの配置など、具体的な支援策を検討願いたい。</p> <p>ヤングケアラーを正しく理解し、社会全体で支援していくために「ヤングケアラー支援の推進に関する条例」の制定が求められる。</p>

視察内容【2日目】																																						
視察自治体	鳥取県倉吉市																																					
視察項目	病児・病後児保育について																																					
概 要	<p>本市では、市立保育園1園で病後児対応型保育を行っているが、病児対応型保育は隣接する高崎市5施設に委託しているのが実態である。なお、病児対応型保育については、公立病院での実施を予定しているものの、需要の把握などに難しさがあると感じている。そうしたことから、病児・病後児保育について先進自治体である鳥取県倉吉市を視察した。</p> <p>倉吉市は、鳥取県中部定住自立圏の中心市として、周辺の4町で構成された圏域となっている。そして、各町で整備が難しい病児・病後児保育などは広域で対応しており、病後児保育は実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市3町で連携して実施している（琴浦町は単独実施）。病児保育は鳥取県立厚生病院内に整備して、1市4町で連携して事業を開始し、徐々に周知も進んでいる。</p> <p>今後、本市において病児・病後児保育を推進するにあたり、学ぶところが多くあった。</p>																																					
説明内容	<p>1、倉吉市の保育行政、子育て支援施策の現状について</p> <p>(1) 就学前教育保育施設（令和5年10月初日）</p> <p style="padding-left: 40px;">施設数 保育所 公立8施設 私立11施設</p> <p style="padding-left: 80px;">幼保連携型認定こども園 私立6施設</p> <p><入所児童数・割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>利用定員</th> <th>入所児童※</th> <th>入所率</th> <th>備考（広域入所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育所</td> <td>655人</td> <td>349人</td> <td>53%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>私立保育所</td> <td>665</td> <td>731</td> <td>110</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>私立認定こども園</td> <td>730</td> <td>697</td> <td>95</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>他市町村への入所</td> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※入所児童には備考欄「広域入所」を含む。</p> <p>※公立は施設の老朽化もあり、施設の統廃合や中心地にある民間施設への移行を進めている。</p> <p><対象人口に対する入所割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>入所児童</th> <th>年齢人口</th> <th>入所割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児（0～3歳未満）</td> <td>646人</td> <td>837人</td> <td>77.2%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児（3歳～5歳）</td> <td>985</td> <td>998</td> <td>98.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3歳未満児（0～3歳未満）については、保育士が少ないので77.2%に留まっている。これについては、労働条件の改善に努め、保育士の確保を推進している。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p style="padding-left: 40px;">市内12小学校 18クラブ（公立6 民間委託12）</p> <p style="padding-left: 40px;">対象児童数 2,268名 登録児童 960名（42%）</p>	施設区分	利用定員	入所児童※	入所率	備考（広域入所）	公立保育所	655人	349人	53%	1	私立保育所	665	731	110	80	私立認定こども園	730	697	95	65	他市町村への入所		17			年齢区分	入所児童	年齢人口	入所割合	3歳未満児（0～3歳未満）	646人	837人	77.2%	3歳以上児（3歳～5歳）	985	998	98.7
施設区分	利用定員	入所児童※	入所率	備考（広域入所）																																		
公立保育所	655人	349人	53%	1																																		
私立保育所	665	731	110	80																																		
私立認定こども園	730	697	95	65																																		
他市町村への入所		17																																				
年齢区分	入所児童	年齢人口	入所割合																																			
3歳未満児（0～3歳未満）	646人	837人	77.2%																																			
3歳以上児（3歳～5歳）	985	998	98.7																																			

(3) 児童厚生施設(児童館、児童センター)

公立6施設 私立3施設

(4) 地域子育て支援拠点(子育て支援センター)

公私立 各1施設

2、病児・病後児に取り組んだ経緯について

- 病後児保育事業として、平成8年からの母子保健施策「乳幼児健康支援一時預かり事業」として病院に併設して事業を展開。その後、子育て支援策として平成20年に保育の視点から見直した。定住自立圏形成協定を平成22年3月に締結し、平成23年3月に鳥取中部定住自立圏として、倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町の1市4町で圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的として定住自立共生ビジョンを策定した。その一環として、病児保育を展開し取り組んでいる。

<病後児保育>

施設名称 すくすく園
事業開始 平成8年11月1日
受託者 医療法人
実施場所 病院内に併設 50.55㎡
職員配置 保育士2名 看護師1名
開設時間 8時30分～17時30分
利用料 500円/日(生活保護、市町村民税非課税世帯は無料)
協定市町 1市3町(琴浦町は、公立保育所に併設実施。なお、来年度から加盟予定。)

<病児保育>

施設名称 きらきら園
事業開始 平成24年7月5日
受託者 社会福祉法人(運営主体 認可保育所)
実施場所 県立厚生病院 病児保育室 43.497㎡
※施設整備は、国の整備交付金を活用し市が整備実施。
行政財産の使用許可
職員配置 保育士2名 看護師1名
開設時間 8時～18時(1日6名まで)
利用料 1,500円/日(生活保護、市町村民税非課税世帯は無料)
協定市町 1市4町

3、需要の把握と年間利用者数の推移について

需要の把握は、施設や人員の供給ベースでは未実施。

○ 利用者の推移

<病児保育>

人

	H25	H30	R1	R2	R3	R4
倉吉市	220	227	287	163	265	277
三朝町	18	23	33	0	59	39
湯梨浜町	34	46	118	74	61	44
北栄町	32	17	66	49	53	43
琴浦町	14	12	4	6	26	14
全体	318	325	508	292	464	417
在園児数	4,840	6,665	6,531	6,435	6,212	6,083

※行政としてできる範囲で運用しているが、キャンセル待ちもあり、その要望にどう応えていくかが今後の課題。

<病後児保育>

人

	H25	H30	R1	R2	R3	R4
倉吉市	286	150	98	24	62	32
三朝町	33	0	0	0	1	0
湯梨浜町	22	21	19	7	17	4
北栄町	47	14	5	3	12	9
琴浦町						
全体	388	185	122	34	92	45
在園児数	3,990	5,548	5,475	5,410	5,228	5,135

※令和2年は、コロナの影響で利用者が少ない。背景として、熱があっても基準内であればよいことや、企業でも子どもの病気には対応してきていたことが考えられる。

4、予算について

・運営費の財源は、委託料では国県からの子ども子育て支援交付金(2/3)を利用している。

・年間延べ利用者数としては、利用の多寡にかかわらず400人を算定基準として固定経費計上している。

事業運営費=委託料+行政財産使用料+地方単独費用(駐車場)+備品購入費

病後児保育事業 7,659千円余

病児保育事業 9,730千円(管理的経費 職員駐車場代120千円)

5、週辺4町の負担金(算出方法等)について

市町の負担額として、対象施設の入所人数(在籍園児割)と利用人数(利用園児

割)で按分し、その都度協議決定する(端数は倉吉市で調整)。

在籍園児割 30% 利用園児割 70%

6、利用者の声や今後の事業推進上の課題について

① 利用者の声

- インフルエンザなど特定の疾病期には予約が取りづらい。
- 受入態勢の拡大要望があるが、利用人数の制限もあり、家庭内保育や保護者の休暇取得等に対応してもらっている。また、両親の育児力に期待大であるが、地域特性として二世帯住宅も多いことから、祖父母による保育もお願いしている。

② 事業推進上の課題

- 人材確保に苦慮している受託者への運営費負担の軽減
- 利用者の利便性向上や職員の業務負担の軽減を図るため、予約業務のICT化を図る。
- 市外の小児科医の事業実施に伴う受け皿の拡大を推進する。

7、利用者がいない時の職員の業務について

① 病後児保育

保育室に待機して、事務的業務を行う。
利用者がいない時も委託料は支払う。

② 病児保育

系列の認可保育所に戻り、通常の保育所業務を手伝う。

<現地視察(病児保育事業)>

病児保育室「きらきら園」の視察

県立厚生病院内専用室

運営主体 社会福祉法人敬仁会(認可保育所:ババール園)

・複数の症状をカバーするため、3部屋へ分割。保育をすべて内部で済む構造としている。

・病気の度合いや変化によっては、病院内であることから病院側で医療としての対応が可能である。

主な質疑応答

問 保育所等の利用に関して、発達支援が必要な子や「気になる子」の推移はどうか。

答 そういった特徴や個性のある幼児は増加しているが、保育士不足で加配に対応できない。子ども家庭課内に児童発達支援員を配置している。

問 新型コロナの影響があった期間、施設の運営や利用のあり方はどうであったか。

答 通常の発熱患者同様の対応を行った。家族の事情もあり、利用は減少していた。

問 病児保育の関係で、発熱など体調が悪くなった子どもは県立厚生病院が対応してくれるということだが、小児科の医師は何人いるのか。

答 県立厚生病院内に「きらきら園」の施設が設置しており、発熱や体調が悪い子ども

	<p>は、小児科の医師が来て対応。小児科の医師が一人でも大丈夫と思われる。</p> <p>問 「すくすく園」の職員配置基準は。</p> <p>答 看護師は利用児童10人につき1名以上、保育士は利用児童3人につき1名以上の配置となっている。現在、保育士が1名なので一日利用児童3人まで受け付けている。</p>
市への提言 または要望	病児対応型は、高崎市内の5施設を利用できる体制となっているが、市民から「早期に公立碓氷病院での病児保育実施を」との要望がある。開設に向けた検討・準備、取り組みを進めてほしい。